

参 考 资 料

貸借対照表

(平成28年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|------------------|-----------------|---------------|---------------|
| 資産の部 | | | |
| I 固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | | | |
| 土地 | | 983,990,000 | |
| 建物 | 5,730,295,790 | | |
| 建物減価償却累計額 | ▲ 1,084,709,784 | 4,645,586,006 | |
| 構築物 | 295,170,377 | | |
| 構築物減価償却累計額 | ▲ 53,823,084 | 241,347,293 | |
| 器械備品 | 2,247,163,299 | | |
| 器械備品減価償却累計額 | ▲ 1,535,487,224 | 711,676,075 | |
| 器械備品(リース) | 44,218,958 | | |
| 器械備品(リース)減価償却累計額 | ▲ 40,552,287 | 3,666,671 | |
| 車両 | 3,431,120 | | |
| 車両減価償却累計額 | ▲ 2,753,274 | 677,846 | |
| 建設仮勘定 | | 91,259,000 | |
| 有形固定資産合計 | | 6,678,202,891 | |
| 2 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 34,020 | |
| 電話加入権 | | 3,076,000 | |
| 無形固定資産合計 | | 3,110,020 | |
| 3 投資その他の資産 | | | |
| 長期貸付金 | | 49,356,000 | |
| その他投資資産 | | 625,000 | |
| 投資その他の資産合計 | | 49,981,000 | |
| 固定資産合計 | | | 6,731,293,911 |
| II 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 155,493,097 | |
| 医業未収金 | 1,533,341,916 | | |
| 貸倒引当金 | ▲ 211,319,000 | 1,322,022,916 | |
| 未収入金 | | 249,308,498 | |
| 医薬品 | | 55,092,739 | |
| 診療材料 | | 15,059,841 | |
| 流動資産合計 | | | 1,796,977,091 |
| 資産合計 | | | 8,528,271,002 |

貸借対照表
(平成28年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| 負債の部 | | | |
| I 固定負債 | | | |
| 資産見返負債 | | | |
| 資産見返物品受贈額 | 202,915,893 | | |
| 資産見返寄附金等 | 2,143,590 | | |
| 長期借入金 | 2,393,961,652 | | |
| 移行前地方債償還債務 | 361,647,835 | | |
| 引当金 | | | |
| 退職給付引当金 | 3,011,871,997 | | |
| 長期リース債務 | 1,540,000 | | |
| 固定負債合計 | | 5,974,080,967 | |
| II 流動負債 | | | |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 220,397,667 | | |
| 一年以内返済予定移行前地方債償還債務 | 518,938,939 | | |
| 未払金 | 813,635,490 | | |
| 短期リース債務 | 2,310,000 | | |
| 未払費用 | 46,007,242 | | |
| 未払消費税等 | 834,400 | | |
| 預り金 | 61,052,434 | | |
| 引当金 | | | |
| 賞与引当金 | 200,555,678 | | |
| 流動負債合計 | | 1,863,731,850 | |
| 負債合計 | | | 7,837,812,817 |
| 純資産の部 | | | |
| I 資本金 | | | |
| 設立団体出資金 | 776,536,173 | | |
| 資本金合計 | | 776,536,173 | |
| II 繰越欠損金 | | | |
| 当期未処理損失 | 86,077,988 | | |
| (うち当期総損失) | (18,075,599) | | |
| 繰越欠損金合計 | | 86,077,988 | |
| 純資産合計 | | | 690,458,185 |
| 負債純資産合計 | | | 8,528,271,002 |

損益計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------|---------------|---------------|
| 営業収益 | | |
| 医業収益 | | |
| 入院収益 | 5,921,947,374 | |
| 外来収益 | 1,931,825,430 | |
| その他医業収益 | 161,252,113 | 8,015,024,917 |
| 運営費負担金収益 | | 1,051,229,430 |
| 運営費交付金収益 | | 11,301,294 |
| 補助金等収益 | | 26,644,690 |
| 寄附金収益 | | 2,800,000 |
| 資産見返負債戻入 | | |
| 資産見返寄附金戻入 | 56,410 | |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 20,594,790 | 20,651,200 |
| 受託収入 | | 4,407,892 |
| 営業収益合計 | | 9,132,059,423 |
| 営業費用 | | |
| 医業費用 | | |
| 給与費 | 4,543,543,062 | |
| 材料費 | 2,286,325,449 | |
| 経費 | 1,257,496,463 | |
| 減価償却費 | 606,186,998 | |
| 研究研修費 | 28,966,259 | 8,722,518,231 |
| 一般管理費 | | |
| 給与費 | 212,576,884 | |
| 経費 | 6,447,481 | 219,024,365 |
| 営業費用合計 | | 8,941,542,596 |
| 営業利益 | | 190,516,827 |
| 営業外収益 | | |
| 運営費負担金収益 | | 9,753,409 |
| 運営費交付金収益 | | 1,058,438 |
| 財務収益 | | |
| 受取利息 | 136,036 | 136,036 |
| 患者外給食収益 | | 130,884 |
| 寄附金収益 | | 2,712,164 |
| その他営業外収益 | | 65,728,399 |
| 営業外収益合計 | | 79,519,330 |
| 営業外費用 | | |
| 財務費用 | | |
| 支払利息 | 17,090,815 | 17,090,815 |
| 患者外給食材料費 | | 52,491 |
| その他営業外費用 | | 274,793,687 |
| 営業外費用合計 | | 291,936,993 |
| 経常損失 | | 21,900,836 |
| 臨時利益 | | |
| 資産見返物品受贈額戻入 | | 3 |
| 物品受贈益 | | 235,470 |
| その他臨時利益 | | 4,969,446 |
| 臨時利益合計 | | 5,204,919 |
| 臨時損失 | | |
| 固定資産除却損 | | 3 |
| その他臨時損失 | | 1,379,679 |
| 臨時損失合計 | | 1,379,682 |
| 当期純損失 | | 18,075,599 |
| 当期総損失 | | 18,075,599 |

キャッシュ・フロー計算書
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【地方独立行政法人下関市立市民病院】

(単位:円)

| | |
|-----------------------------|-----------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 材料の購入による支出 | ▲ 2,289,448,678 |
| 人件費支出 | ▲ 4,617,154,616 |
| 医業収入 | 8,042,318,181 |
| 運営費負担金・交付金収入 | 1,131,524,535 |
| 補助金等収入 | 38,265,490 |
| その他 | ▲ 1,486,541,743 |
| 小計 | 818,963,169 |
| 利息の受取額 | 136,036 |
| 利息の支払額 | ▲ 17,090,815 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 802,008,390 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | ▲ 1,251,927,845 |
| 貸付金等の回収による収入 | 1,055,000 |
| 貸付けによる支出 | ▲ 16,432,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 1,267,304,845 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金による収入 | 1,241,400,000 |
| 長期借入金等の返済による支出 | ▲ 184,804,491 |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | ▲ 697,020,982 |
| リース債務の返済による支出 | ▲ 3,284,820 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 356,289,707 |
| IV 資金増減額 | ▲ 109,006,748 |
| V 資金期首残高 | 264,499,845 |
| VI 資金期末残高 | 155,493,097 |

地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針

平成24年11月21日

地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1. 基本方針

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

2. 評価方法

- (1) 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価（小項目・大項目）」と「全体評価（全体）」により行うこととする。
- (2) 年度評価
 - ア 年度評価は、法人の自己点検・自己評価に基づき行うこととし、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている「小項目」、「大項目」及び「全体」について行う。
 - イ 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

(3) 中期目標期間評価

ア 中期目標期間評価は、各年度評価の評価結果を踏まえつつ、中期目標に記載されている「大項目」及び「全体」について行う。

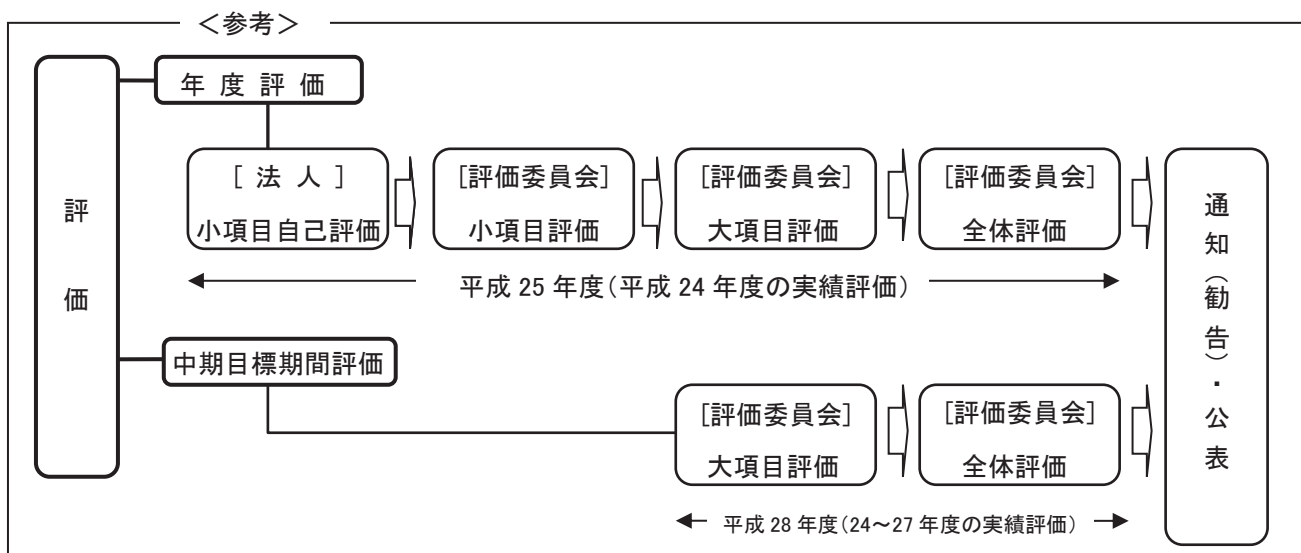
イ 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

3. 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。



地方独立行政法人下関市立市民病院の年度評価実施要領

平成24年11月21日

地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針（平成24年11月21日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1. 評価方針

- (1) 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。

2. 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4まで」の次の項目（以下「大項目」という。）の中の記載項目（以下「小項目」という。）について、その実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認する。ただし、年度計画に掲げる「第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」の項目については、中期目標に掲げる「第4 財務内容の改善に関する事項」の進捗状況についても確認する。
 - ア 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - イ 第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ウ 第3 その他業務運営に関する重要事項
 - エ 第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画及び年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3. 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、はじめに法人において自己評価を行い、続いて評価委員会において小項目評価を行った上で大項目評価を行う。

(2) 法人による自己評価

ア 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階による自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

| 区分 | 進捗の度合い | 判断基準（目安） |
|----|---------------------|--|
| 5 | 年度計画を大幅に上回って実施している。 | 年度計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル (達成度が120%以上) |
| 4 | 年度計画を上回って実施している。 | 年度計画を達成したレベル (達成度が100%以上120%未満) |
| 3 | 年度計画を順調に実施している。 | 年度計画を下回るが、支障や問題はないと考えるレベル (達成度が90%以上100%未満) |
| 2 | 年度計画を十分に実施できていない。 | 年度計画を下回り、支障や問題があると考えられるレベル (達成度が70%以上90%未満) |
| 1 | 年度計画を大幅に下回っている。 | 年度計画から著しく乖離したレベル 又は未着手状態 (達成度が70%未満) |

イ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

ウ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組み及び法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

エ 業務実績報告書の様式は、別に定める。

(3) 評価委員会による小項目評価

ア 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、また、必要に応じて評価に必要な資料の提出を法人に求め、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5段階で評価を行う。

イ 法人の自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。

ウ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点等についてコメントを付す。

(4) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

| 区分 | 達成状況 |
|----|---|
| S | 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。 (評価委員会が特に認める場合) |
| A | 中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。 (すべての小項目が3～5) |
| B | 中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。 (3～5の小項目の割合が9割以上) |
| C | 中期計画の達成のためにはやや遅れている。 (3～5の小項目の割合が9割未満) |
| D | 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合) |

4. 全体評価の具体的方法

- (1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

5. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人は、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- (2) 評価委員会は、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。

また、評価委員会における審議を通じて、当該年度における業務実績に関する評価結果(案)を取りまとめる。【7～8月】

- (3) 評価委員会において評価を決定し、法人に通知するとともに市長に報告し、これを公表する。【8月下旬】

6. 法人への勧告

評価委員会は、年度評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、法第 28 条第 3 項の規定に基づく業務運営の改善その他の勧告をするものとする。

7. その他

本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。